

## 規制影響分析書要旨

規制の名称	新たな類型の感染症に対する規制の創設	
主管部局・課室	健康局結核感染症課	
関係部局・課室	-	
評価実施時期	平成26年10月	
規制の新設・改廃の内容・目的	近年、鳥インフルエンザ(H7N9)及び中東呼吸器症候群(以下「二疾病」という。)が世界において発生しています。これらの感染症の人での発生状況や致死率等を勘案し、そのまん延の防止のため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の二類感染症として規定し、当該感染症の患者に対し、就業制限、入院勧告等の措置を行うこととします。	
	(根拠条文)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第3項
想定される代替案	二類感染症に位置付けることにより入院や就業制限等の措置を可能とすることが最も適切な手段であると考えられ、同様の政策目的を達成し得る代替案は想定できません。	
想定される費用	新設・改廃する規制案	代替案
(遵守費用)	疾病の患者について、就業制限、入院勧告等の措置により行動が制限されなければ得られたであろう賃金等の利益を獲得できなくなることが想定されます。	-
(行政費用)	二疾病の発生の状況等の調査や入院勧告等の業務に係る費用が生じます。	-
(その他の社会的費用)	新たに発生する費用はないものと考えられます。	-
想定される便益	新設・改廃する規制案	代替案
(その他社会への便益)	感染症がまん延した場合に生じる経済活動の停滞による経済的損失等を最小限にすることができます。	-
(医療従事者への便益)	感染者や死亡者を減らすことにより、医療従事者の負担が軽減されます。	-
患者への便益	本人の治療のために有益であり、本人の生命や健康の保護に資すると考えられます。	-
分析結果	少なからず行政資源や医療資源等が消費されますが、二疾病がまん延した場合に生じる感染者や死亡者、経済的損失等の被害を最小限のものとする事ができるため、最も適切な手段であると考えます。	
有識者の見解その他関連事項	平成26年6月25日に、厚生科学審議会感染症部会において、感染症対策の見直しについての提言(「感染症対策の見直しについて」)が取りまとめられました。その中で、鳥インフルエンザA(H7N9)及び中東呼吸器症候群の二類感染症への追加が提言されています。	
一定期間経過後の見直し(レビュー)を行う時期又は条件	改正法の附則において、法律の施行後5年を経過した際の見直し規定を設けます。	
備考	-	